

特別養護老人ホーム 桜の丘 利用料一覧

単位：円
令和7年4月1日 改定

施設		サ		ー		ビ		ス		費		(※介護保険負担割合証「1割」の場合)					介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護保険負担限度額 段階区分			
要介護度	基本単価 (1日)	看護体制加算 (Ⅰ)	夜勤職員配置加算 (Ⅰ)イ	栄養・リハ強化加算	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)	排泄支援加算 (Ⅰ)	高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)	高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	協力医療機関連携加算 (Ⅰ)	1日計	1ヶ月合計 (30日)	居 住 費		食費					
	多床室	個室	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1月)	(1月)	(1月)	(1月)	(1月)	(1月)	多床・個室	多床・個室	(1日)		1ヶ月合計 (30日)	(1日)	1ヶ月合計 (30日)		
要介護 1	589											634	19,145	第1段階	個室	380	11,400	300	9,000		
要介護 2	659											704	21,245	第2段階	多床室	0	0				
													個室		480	14,400	390	11,700			
要介護 3	732		6	22	11	6	40	10	10	5	10	777	23,435	第3-①段階	多床室	430	12,900	650	19,500		
													個室		880	26,400	12,900				
要介護 4	802											847	25,535	第3-②段階	多床室	430	12,900	1,360	40,800		
													個室		880	26,400	12,900				
要介護 5	871											916	27,605	第4段階	個室	1,231	36,930	1,500	45,000		
															多床室	915	27,450				

施設サービス費（該当者のみ別途加算）

項 目	負担額	備 考
療養食加算	6/回	医師の発行する食事せんに基づき提供された食事の場合、1日3回を限度
再入所時栄養連携加算	200/回	医療機関に入院し当該施設を退所した者が再入所する際、医師が別に厚生労働大臣が定める特別食又は嚥下調整食を提供する必要性を認めた場合。入所者1名につき1回のみ算定
安全対策体制加算	20/入所時1回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
初期加算	30/日	施設入所又は、30日以上入院後の再入所の場合入所当日より30日間算定
外泊時費用	246/日	入院及び外泊の翌日より1月に6日間を限度として算定
若年性認知症入所者受入加算	120/日	初老期における認知症によって要介護者になった者に対し、個別に担当者を定めサービス提供を行った場合
退所前訪問相談援助加算	460/回	当該入所者の退所後生活する居宅、または病院・診療所・介護保険施設を除く他の社会福祉施設等を訪問し、当該入所者及びその家族に対して退所後のサービスについて相談援助を行った場合
退所後訪問相談援助加算	460/回	退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族に対して相談援助を行った場合
退所時相談援助加算	400/回	入所者及びその家族に対し退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
退所前連携加算	500/回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス利用に関する調整を行った場合
退所時情報提供加算	250/回	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。
看取り介護加算(Ⅰ)	72/日	死亡日前 31～45日
	144/日	死亡日前 4～30日
	680/日	死亡日の前日・前々日
	1280/日	死亡日